特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
18	身体障害者手帳の交付に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桶川市は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県桶川市長

公表日

令和7年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	 特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①申請書や届出書の確認 ②進達事務 ③手帳情報 ④認定に必要な各種情報の照会 ⑤手帳の移管業務に必要な各種情報の照会
③システムの名称	障がい者総合支援システム、団体内総合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
障害福祉ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表20の項及び身体障害者福祉法等
4. 情報提供ネットワークシ	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する [実施する] 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「身体障害者手帳に関する情報」が含まれる項(37、42、48の項) (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) なし(身体障害者手帳に係る情報については、情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。)
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	福祉部障害福祉課障害支援係
②所属長の役職名	障害福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求
請求先	総務部総務課総務·情報公開係 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号 電話 048-786-3211
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	福祉部障害福祉課障害支援係 埼玉県桶川市泉一丁目3番28号 電話 048-786-3211
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
	いつ時点の計数か	和7年4月1日 時点				
2. 取扱者	数					
特定個人情	報ファイル取扱者数は500人以上か	<選択肢> [500人未満] 1) 500人以上 2) 500人類	未 満			
	いつ時点の計数か	和7年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生な	L			

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書	の種類				
[基礎2)又は3)を選択した評価実	項目評価書] では、それぞれ重点	項目評価書又は	3) 基礎項目評価	書及ひ 書及ひ	
載されている。						
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネッ	トワークシステム	を通じた入手を	E除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[-	-分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻		
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[-	−分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ² 2) 十分である 3) 課題が残され ²		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)に よって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[H	-分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れ ⁻ 2) 十分である 3) 課題が残され ⁻		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの季	託			[0]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れっ 2) 十分である 3) 課題が残されっ		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報	提供ネットワークシ	ノステムを通じた	提供を除く。)	[0]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの指	接続	[]	接続しない(入手)	Ī.]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[+	-分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[-	-分である]	<選択肢> 1)特に力を入れ ⁻ 2)十分である 3)課題が残され ⁻		

7. 朱	7. 特定個人情報の保管・消去					
	固人情報の漏えい・滅 損リスクへの対策は十	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
8. J	、手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない		
	的ミスが発生するリスク †策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
	判断の根拠		バーの真正性	するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、そ 確認を行っている。特定個人情報の記載がある文書等を廃 うに徹底している。		

9. 監査					
実施の有無	[] 自己点検	[O] 内部監査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	: 十分に行っている	<選択肢>			
11. 最も優先度が高いる	-考えられる対策	[]全項目評価又は重点項目評価を	実施する		
最も優先度が高いと考えらる対策	*** (A) 権限のない者によって (A) 委託先における不正 (A) 委託先における不正 (A) でいる (A) で	われるリスクへの対策 ナ、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへのおって不正に使用されるリスクへの対策 Eな使用等のリスクへの対策 バ行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じかシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ウシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 えい・滅失・毀損リスクへの対策	た提供を除く。)		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である	<選択肢>			
判断の根拠	原則、住基ネット照会によりマ けるようにしている。	マイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバ-	−の提供を受		

変更箇所

<u> </u>	71				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月27日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部障害福祉課障害者支援グループ	健康福祉部障害福祉課障害者支援係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	I -5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害福祉課長 桐生典広 	障害福祉課長	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部総務課情報公開・文書グループ	総務部総務課総務·情報公開係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	I -7. 特定個人情報の開 示・訂正・利用停止請求 請 求先	埼玉県桶川市大字上日出谷936番地の1	埼玉県桶川市泉一丁目3番28号	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	I -8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	健康福祉部障害福祉課障害者支援グループ	健康福祉部障害福祉課障害者支援係	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	I -8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	埼玉県桶川市大字上日出谷936番地の1	埼玉県桶川市泉一丁目3番28号	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅱ-1. 対象人数 いつの時 点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	見直しを実施したため
平成30年12月27日	Ⅱ -2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	平成27年5月1日 時点	平成30年12月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅱ-1. 対象人数 いつの時 点の計数か	平成30年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	平成30年12月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策	なし	項目を追加	事後	評価書の様式変更
令和2年5月27日	Ⅱ-1. 対象人数 いつの時 点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和2年5月27日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和3年1月27日	Ⅱ 1. 対象人数 いつの時 点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	評価の再実施をしたため
令和3年1月27日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和2年12月1日 時点	事後	評価の再実施をしたため
令和3年6月18日	Ⅱ-1.対象人数 いつの時 点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和3年6月18日	Ⅱ-2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	令和2年12月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	I-4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②	·番号法第19条第7号	•番号法第19条第8号	事後	法令の改正に伴い、見直しを 実施したため
令和4年6月17日	I-5. 評価実施機関におけ る担当部署 ①部署	健康福祉部障害福祉課障害者支援係	福祉部障害福祉課障害者支援係	事後	見直しを実施したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月17日	の取扱いに関する問合せ	健康福祉部障害福祉課障害者支援係	福祉部障害福祉課障害者支援係	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅱ-1.対象人数 いつの時 点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和4年6月17日	Ⅱ一2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	Ⅱ-1.対象人数 いつの時 点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和5年6月16日	Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	個人のブライバシー等の権利 利益の保護の宣言	確認し	認識し	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅰ-3. 個人番号の利用	番号法別表第1の11の項	番号法別表20の項	事後	法改正のため
令和6年7月10日	システムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三者(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「身体障害者手帳の交付に関する情報」「身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報」が含まれる項(16、27、28、31、54、55、56-2、57、79の項) (別表第二における情報照会の根拠)なし(身体障害者手帳に係る情報については、情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「都道府県知事」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「身体障害者手帳に関する情報」が含まれる項(37、42、48の項) (主務省令第2条の表における情報照会の根拠) なし(身体障害者手帳に係る情報については、情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない。)	事後	法改正のため
令和6年7月10日	I-5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部障害福祉課障害者支援係	福祉部障害福祉課障害支援係	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	I-8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	福祉部障害福祉課障害者支援係	福祉部障害福祉課障害支援係	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅱ-1.対象人数 いつの時 点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和6年7月10日	Ⅱ - 2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和7年7月10日	Ⅱ-1.対象人数 いつの時 点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため
令和7年7月10日	Ⅱ -2. 取扱者数 いつの時 点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	見直しを実施したため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月31日	IV −8. リスク対策 人手を介 在させる作業	なし	リスク対策 十分である 判断の根拠 住基ネット照会によりマイナンバーを取得する のではなく、申請者からマイナンバーの提供を 受け、その上で記載されたマイナンバーの真正 性確認を行っている。特定個人情報の記載が ある文書等を廃棄する際は、シュレッダーにて 廃棄するように徹底している。	事後	評価書の様式変更
令和7年10月31日	IV − 11. リスク対策最も優先 度が高いと考えられる対策	なし	最も優先度が高いと考えられる対策 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 対策は十分か 十分である 判断の根拠 原則、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの 提供を受けるようにしている。	事後	評価書の様式変更